

平成 30 年 5 月 28 日現在

機関番号：14101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780060

研究課題名(和文) 親権のあり方と面会交流・養育費の連関に関する研究

研究課題名(英文) The Problem of Custody, Visitation and Child Support

研究代表者

稲垣 朋子 (INAGAKI, TOMOKO)

三重大学・人文学部・准教授

研究者番号：70707322

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、離婚後の親権行使及び面会交流のあり方を、共同親権制度を視野に入れつつ再検討を行った。その際には、共同親権が認容されない(されるべきでない)単独親権の場合においては、子の福祉をいかなる方法で保障していくべきかという側面にも目を向けた。ドイツ法を比較対象としながら、共同親権制度下での親権行使及び面会交流の態様と、単独親権制度下でのそれらとの溝が何であるかを裁判例及び実態より明らかにし、日本における離婚後の共同親権のあり方を考察した。

研究成果の概要(英文)： In Japan, one of the parents exercises parental authority after divorce. But many Western countries practice joint custody after divorce. Influenced by these countries, some groups in Japan are initiating actions to achieve joint custody. Recently, discussions on reforming legislation have increased. I have selected Germany as a main object of comparison and analyzed precedents and practices. Finally, this study examined what types of joint parenting are desirable and possible in Japan.

研究分野：民法(家族法)

キーワード：共同親権 面会交流 交替モデル ドイツ法

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国では離婚件数が依然として多く、離婚する夫婦の60%弱に未成年の子がいる。そのような状況の中で、離婚後の子の福祉の問題が、今後ますます重要性を増してくると思われる。この点について様々な方向から議論がなされているが、離婚後の子の監護のあり方に関する議論もその1つである。現在、わが国の民法上、父母がその間に生まれた未成年子について共同で親権を行使することができるのは、父母の婚姻中に限られている(民法818条3項本文)。そのため、離婚後は、父母の一方のみが親権者とされ(同819条)、他方の親は、監護者として親権の内容の一部を行使する可能性を有する地位にとどまる(同766条・771条・778条)。これは、離婚後も父母を共同親権者とすれば、子の居所や教育など、親権の行使をめぐるトラブルが起こるのではないかという懸念が一般に存在するからである。

一方で、欧米諸国に目を転じれば、父母の婚姻関係の有無と親権の共同行使の間に関連性を認める見解は次第に弱まってきており、そのような傾向の一部が離婚後の父母にも共同親権を認める近年の法改正の波となつてあらわれている。

(2) わが国においても離婚後、子にとって必ずしも単独親権が望ましいとは言い切れないと主張し、離婚後の共同親権の理論的可能性について説く学説や家庭裁判所調査官の意見が見られる。近年では、立法論として、離婚後も共同親権を可能とする制度を導入すべきであるとの主張もあり、徐々にその具体案も発表されはじめている〔水野紀子「親権法」中田裕康編『家族法改正—婚姻・親子関係を中心に』(有斐閣、2010年)119頁以下、犬伏由子「親権・面会交流権の立法的課題」家族 社会と法 26号(2010年)35頁以下等〕。

確かに、離婚後、単独親権と共同親権のどちらが子の福祉にとって望ましいのかは、ケース・バイ・ケースである。しかしながら、離婚後の共同親権制度を視野に入れつつ離婚後の子の監護を見つめ直して見ることは、子の福祉の幅を広げるために必要な作業である。むしろ、子の福祉の向上に向けた手がかりの発見が多分に期待できる。学会での共同親権をめぐる動きの活発化は、家族法の中でもこれが焦眉の課題であることを示している。

2. 研究の目的

(1) 第1に、面会交流援助につき、日本の現状と課題の把握からもう一步進み、現況に対する具体的な示唆を導き出す。ドイツでは、面会交流のみならず、面会交流の援助についても1997年親子法改正法によって明文が置かれ、少年局と民間団体が積極的にその受け

皿になっている。さらに、家庭裁判所実務をみれば、明文化に至る30年ほど前から援助が行われてきており、長期間の実績を有する。少年局と民間団体、家庭裁判所の各々の手続と相互の関係を紐解き、わが国で面会交流に第三者が関与するにつき、特に必要とされていることは何かを見極める。

(2) 第2に、上記の研究により比較法的研究の基盤を固めたうえで、引き続きドイツ法を比較対象に据えつつ、親権と面会交流・養育費の関係を突き詰める。そのためには、共同親権下での親権行使及び面会交流の態様と、単独親権下での親権行使及び面会交流の態様の溝が何であるかを明確にする必要がある。親権行使については、共同親権下であれば、一般に、子にとって重大な事項は父母が共同決定するという立法・運用が多いが、これは実際に有意義なものとして機能しているのかを検討する。また、共同親権下の身上監護の共同性(交替居所、居所指定権の一方への委譲等、バリエーションがある)についても、単独親権下の面会交流との間にもどのような開きがあるのかを明らかにする。また、養育費という親の義務の面からの考察も行う。

3. 研究の方法

本研究は、2つの柱からなっている。ひとつは、単独親権の場合における子の福祉の保障に関する研究である。具体的には、面会交流援助について、ドイツにおける面会交流に対する行政(少年局)・司法(家庭裁判所)等の支援のあり方、その間の連携関係から、日本の課題への対応策を探る。

もうひとつは、これまでの研究を踏まえた親権と面会交流・養育費の連関に関する総合的な研究である。アプローチとしては、親権行使、面会交流、養育費支払いの態様の3つである。

研究の方法の詳細は、以下のとおりである。

(1) 単独親権の場合における子の福祉の保障に関する研究について

アプローチ1: 少年局への調査から

少年局(Jugendamt)は、青少年の福祉の援助全般のために各地域に設置されている行政機関である。未成年子がいる場合、家庭裁判所は、全件について離婚事件の係属を管轄少年局に通知することになっており、両親は、関連事項について少年局に相談を行うことができる。少年局は、裁判所からの委嘱により調査を行い裁判所に報告する部署と、守秘義務のある相談を受ける部署とに分かれている。後者の離婚相談部署は、調停活動のような役割を担う。特に争いがある事例では、父母の面接、子からの意見聴取等も行う。このように少年局は、一部で日本の家庭裁判所調査官に近似する業務や、FPICの民間離婚

協議等調停(ADR)のような業務を担っている。調査内容は多岐にわたるが、特に主な点は、付添い面会交流の介入レベル間の使い分け・移行についてである。

アプローチ 2: 家庭裁判所への調査から面会交流をめぐる裁判所の判断や父母が裁判所を介して合意した交流の取り決めに関し、父母の一方によりその実施が妨げられていると他方が主張した場合、家庭裁判所はその親の申立てに基づき、強制執行の前に、仲裁を行う(家事・非訟事件手続法 165 条 1 項)。そのような仲裁手続の詳細を知るとは、わが国の法文化に照らし、非常に有益であると思われる。

(2) 親権のあり方と面会交流・養育費の連関に関する研究について

アプローチ 1: 親権行使の態様

わが国の離婚後の共同親権の制度設計の多くは、子にとって重大な事項は、父母が共同決定するとしている。そこで、このような共同決定は、実際に有意義なものとして機能しているのかを検討する。方法としては、ドイツ民法 1628 条をめぐる裁判例を収集し、分析する。1628 条では、父母の意見不一致の際に、裁判所が判断を父母の一方に委ねることができると規定されている。(a) 共同親権下の父母共同決定事項の各事項については、具体的にどのような点が争われるのか、(b) 裁判所が父母のいずれに決定権を与えるのかを判断するに際し、考慮している事項は何であるかに特に注目する。

アプローチ 2: 面会交流の態様

共同親権制度のもとでの身上監護の共同性について、単独親権下の面会交流との間にどれほどの開きがあるのかを明らかにする。比較法的研究を進めるためには、当然ながら、ドイツの裁判例と並行して日本の面会交流の裁判例も読み込み、相互に照らし合わせて検討する必要がある。

そして、(a) 完全な共同親権の場合(ドイツ法)、(b) 居所指定権のみを父母の一方が有し、子にとって重大な事項については共同で親権を行使するとされた場合の、他方と子との交流のあり方(ドイツ法)(c) 単独親権となり、父母のいずれかが親権を有している場合の面会交流(ドイツ法+現行日本法)の 3 つの異なったレベルの裁判例に分けて考察を行う。

アプローチ 3: 養育費支払いの態様

養育費の支払いは、ドイツでは離婚時の監護取り決め事項に含まれている。共同親権の場合と単独親権の場合で、養育費の取り決め、支払いの状況に差は生じているのかを調査する。

4. 研究成果

(1) 平成 26 年度は、まず基礎的な文献調査に基づく研究を行った。その過程で、共同親権制度を導入しているドイツ法について、共同配慮と交流権・情報提供請求権の關係に注目した。その研究成果は、論文「ドイツにおける離婚後の共同配慮の基本構造」として公表した。

その原稿執筆後は、当初の計画よりも早く、ドイツでの現地調査を行う機会を得たため、その準備に集中した。ヒアリングは、家族法の研究者、裁判官、少年局、ドイツ少年援助・家族法研究所に対して行った。共同親権の運用、単独親権の場合との相違、また、共同親権の法律上の規定と現実の差、近年ドイツ国内で盛んに議論されている交替モデルに関しての各立場の見解を伺った。これらのことは、文献研究では具体的に知ることのできなかった事柄であり、大変有意義なヒアリングであった。

(2) 平成 27 年度は、前年のヒアリング調査の結果をもとに、さらに研究を進展させるべく、広く国内外の文献・裁判例に基づく研究を行った。わが国の離婚後の共同親権の制度設計の多くは、子にとって重要な事項は、父母が共同決定するとしている。そこで、このような共同決定は、実際にどのように機能し、意見不一致の際にはいかに対応がとられているのかを考察した。具体的には、父母の意見不一致の場合の規定であるドイツ民法 1628 条をめぐる裁判例に焦点を当てた。また、共同親権における交替モデルの議論がドイツでは盛んに行われており、特に養育費との関連では理論的な問題も多いことから、それらを整理した。

(3) 平成 28 年度は、これまでの研究成果について、家族 社会と法 学会で「ドイツ判例法にみる離婚後の配慮権と子の福祉」をテーマとして個別報告を行う機会を得た。その後、報告内容を学会誌に論文としてまとめるべく、より具体的に、仮に日本において共同親権の導入を考えるとすれば、どのような手続が考えられるかを離婚の方法別に検討した。一方で、日本では面会交流について、共同養育計画が争点となり注目を集めた裁判例もあったため、現状を踏まえる意味において、そのような裁判例の研究もあわせて行った。

(4) 最終年度の平成 29 年度は、前年の学会報告の際に明らかとなった課題につき研究を深めたいと考え、その点もテーマに含まれる国際家族法学会(7 月、オランダ)に参加した。また、論文「ドイツ判例法にみる離婚後の配慮権と子の福祉」を公表した。加えて、比較法研究という性質上、日本の面会交流の動向も押さえる必要があり、その過程で判例評釈を 3 件公表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

稲垣朋子「ドイツ判例法にみる離別後の配慮権と子の福祉」家族 社会と法 33号(2017年) 237-251頁(査読無)

稲垣朋子「寛容性の原則を重視して親権者を父と定めた事例」民事判例 14号(2017年) 106-109頁(査読無)

稲垣朋子「面会交流時間の段階的増加と監護親の立会いの制限」民商法雑誌 153巻5号(2017年) 842-847頁(査読無)

稲垣朋子「ドイツにおける離婚後の共同配慮の基本構造」国際公共政策研究 19巻2号(2015年) 17-36頁(査読無)

〔学会発表〕(計1件)

稲垣朋子、ドイツ判例法にみる離別後の配慮権と子の福祉、日本家族 社会と法 学会、2016年11月4日、上智大学(東京都)

〔図書〕(計2件)

稲垣朋子「生物学的親子関係のない実父との面会交流」道垣内弘人・松原正明編『家事法の理論・実務・判例 1』(勁草書房、2017年) 総頁数 321頁(143-154頁執筆)

稲垣朋子「ドイツ・補論」床谷文雄・本山敦編『親権法の比較研究』(日本評論社、2014年) 総頁数 431頁(135-146頁執筆)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

稲垣 朋子 (INAGAKI, Tomoko)
三重大学・人文学部・准教授
研究者番号：70707322

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()